

1. 議事日程

〔令和6年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和6年12月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について |
| 日程第4 | 議案第71号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第74号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第72号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第73号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第8 | 議案第75号 和解について |
| 日程第9 | 議案第77号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第76号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第78号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第12 | 議案第79号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第80号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第81号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第82号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第83号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号） |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田一磨	2番	佐々木智之
3番	熊高慎二	4番	浅枝久美子
5番	小松かすみ	6番	南澤克彦
7番	山本数博	8番	新田和明
9番	山根温子	10番	児玉史則
11番	大下正幸	12番	熊高昌三
13番	宍戸邦夫	14番	金行哲昭
15番	秋田雅朝	16番	石飛慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 山本 数博 8番 新田 和明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	吉 川 真 治	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	佐 々 木 満 朗
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻



午前10時00分 開会

- 石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長、選挙管理委員会委員長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番山本議員及び8番 新田議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
大下議会運営委員長。
- 大下議会運営委員長 令和6年第4回定例会の運営につきまして、11月7日及び12月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月24日までの14日間といたしました。
議事の都合により、12月12日から15日、12月19日から23日までを休会といたします。
本定例会に付議されました案件は、同意1件、議案13件でございます。
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第71号、第74号の2件は総務文教常任委員会へ、議案第75号、第77号の2件は産業厚生常任委員会へ、議案第78号から第83号までの6件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。
同意第5号、議案第72号、第73号、第76号の4件につきましては、委員

会付託を省略することといたしました。

なお、12月4日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会へ送付して、審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、13名からの通告でありましたので、通告順に12月16日を6名、12月17日を7名といたします。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○石 飛 議 長 日程第3、同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、宍戸議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

[宍戸議員退場]

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 皆さんおはようございます。改選後初めての議会ということで、14日間の会期、よろしく願いいたします。

それでは、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、安芸高田市監査委員の2名のうち、秋田雅朝さんの任期が本年11月30日をもって満了となりました。

新たに宍戸邦夫さんを市議会推薦の監査委員として選任したいとするもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意についての件」を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

[宍戸議員入場]

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第71号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第74号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○石 飛 議 長 日程第4、議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件及び日程第5、議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第71号は、2025年4月からの行政運営に向けて組織及び分掌事務を見直すため、所要の改正を行うものです。

議案第74号は、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第72号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第6、議案第72号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 本案は、地方自治法施行令の改正による当該政令を引用する部分について、所要の改正を行うものです。  
御審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 議案第72号の要点の説明をします。  
このたびの条例改正は、地方自治法施行令の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する本条例について規定の整備をするものです。  
議案書を御覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線の表示が改正部分となります。  
第2条中、「173条第1項第1号」を「173条の4第1項第1号」に改めるものです。  
以上で、要点の説明を終わります。
- 石飛議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 石飛議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 石飛議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 石飛議長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより議案第72号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 石飛議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第73号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例

- 石飛議長 日程第7、議案第73号「安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。

- 藤本市長 本案は、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止するものです。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 議案第73号の要点の説明をします。
説明資料の1ページを御覧ください。
1. 施設の概要です。
このたび廃止します条例に規定されている施設の概要について説明します。
まちづくり支援センター、子育て支援センター、地域包括支援センターの3つの支援センターは、平成19年度の安芸高田市民文化センター（クリスタルアージュ）の利用開始に伴い、クリスタルアージュ1階中央部に設置されました。
3つの支援センターの配置は、2ページの上段「平成19年11月」の図のとおりです。このうち、地域包括支援センターの設置及び管理条例については、地域包括支援センター業務の委託に伴い、平成27年4月1日付で廃止しております。
続きまして、2. 廃止に係る経緯です。
このたび、2つの設置及び管理条例を廃止するに至った経緯ですが、まちづくり支援センターは、平成23年度の組織改編に伴い、現在はその機能を企画部政策企画課内に移動しており、センターの施設としての機能を喪失しているため、設置及び管理条例を廃止するものです。
また、子育て支援センターは、令和7年度の組織改編に伴い、当該センターの施設としての機能を喪失することから、その設置及び管理条例を廃止するものです。
2ページの図、中段が平成23年度の状況、下段が現在の状況となっています。
施行期日は、まちづくり支援センターは公布の日、子育て支援センターは令和7年4月1日としております。
以上で、説明を終わります。
- 石飛議長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 石飛議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。
(異議なし)
- 石飛議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第73号「安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第75号 和解について

日程第9 議案第77号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第8、議案第75号「和解について」の件及び日程第9、議案第77号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第75号は、戸籍の交付請求を行った際の市職員の行為に関する損害賠償請求事件において、原告との和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第77号は、土師ダム周辺環境整備施設の利用料金を改定するために、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第76号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第10、議案第76号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了することに伴い、福祉医療事務において個人番号を利用し医療保険の資格情

報を取得するために、条例の一部を改正するものです。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

それでは、議案第76号の要点説明をいたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法等の一部を改正する法律の施行に伴い、12月2日より現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

マイナ保険証には健康保険加入情報の記載がないことから、現在、健康保険証の提示によって受給資格の有無を確認している福祉医療制度の手続において、マイナンバーを利用して各種医療保険の情報取得が可能となるよう条例改正を行うものでございます。

マイナンバーの利用は、番号法に規定された事務のほか、市が独自に条例で定める事務について利用が可能となります。

本市におきましては、乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び精神障害者医療費の支給に関する事務を独自利用事務として規定しております。

議案書の2ページを御覧ください。

現行条例におきましては、マイナンバーによって情報連携できる医療保険を国民健康保険と後期高齢者医療制度に限定しているため、このたびの改正で医療保険各法におけるほかの医療保険を追加し、全ての医療保険に加入する受給対象者の申請手続の負担軽減を図るものです。

なお、乳幼児等医療の欄を改正することで、議案書の3ページを御覧ください。

省略されております2から4まで、これは重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、精神障害者医療を示すものですが、これらにつきましても、医療保険給付関係情報の定義規定により、同様の情報照会ができることとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、情報提供ネットワークシステムを利用しての情報連携は、条例公布後、国の個人情報保護委員会に届出をする必要があるため、実用は令和7年秋からを予定しております。

要点説明は以上でございます。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより議案第76号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第78号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)

日程第12 議案第79号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第80号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第81号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第82号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第83号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)

○石 飛 議 長 日程第11、議案第78号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)」の件から日程第16、議案第83号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)」件までの6件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第78号は令和5年度交付金の精算に伴う返還金や年度途中で必要となった経費等の増額を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

第79号は令和5年度交付金等の精算に伴う返還金や一般会計への繰出金等を、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ減額するものです。

以下同様に、第80号は保険料の精算に伴う負担金と剰余金の一般会計繰出金の増額を、第81号は剰余金の積立金や国県への返還金等の増額を第82号は剰余金の一般会計繰出金の増額を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第83号は予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について営業外収益を増額し、支出について営業費用及び営業外費用を増額するもの

です。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の、収入及び支出について、それぞれ増額するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員

議案第78号について、委員会がありますので、詳細についてはまたお伺いするんですが、大卒のとりわけ8ページ、9ページの総括表、歳入のほうですが、地方交付税が1億1,602万8,000円、それから18の寄附金、これが1億円減額。そして繰入金3,621万7,000円、大きな額が動いておりますが、詳細についてお伺いしたいと思います。原因というんですかね、要因について。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

歳入の中で、まず普通交付税の減額ですけども、これは実績が交付税について、この金額になるという連絡があって、それに伴って見直しをしたものです。

理由としては、財政部局のほうで、その根拠となる数字の算定について少し誤って算定していた部分があるということであったので、それで減額となっております。詳しくは、また委員会のほうで御説明をしたいと思います。

それから、ふるさと納税の減額ですけども、今回、当初予算を組んだ際に、このぐらい行くのではないかというふうに想定していた金額をどうも下回りそうだとということで、このたび減額をしました。

その原因は、はっきりまだ分析はできておりません。昨年度、非常に安芸高田市自体が注目を集めて、それによって、ふるさと納税の額が想定したよりも相当多く入りました。

今年度についてというのは、やはりそこをベースとして、ある程度下がるだろうかもしれないと、去年は言ってみれば風が吹いたと、そういうふうな形だったと思いましたが、ある程度落ちるだろうとは見込んでおりましたけども、その見込みよりも少し下がりそうということで下げております。

以上です。

○石 飛 議 長

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員

算定の誤りがあるということですが、もう少し委員会でもやりますけども、この場で具体的にどういう誤りがあったのかということと、想定見込みの違いということ、部長がおっしゃったように、風が吹いて、

大きなお金が動いたというふうなおっしゃり方をしましたが、その風を続けていくつもりがあるのかないのか。

そうしないと、これまでの予算組みとか変わってくるでしょうし、令和7年度の予算組みにしても、どの程度のシーリングをしていかれるのかというのが今の時点でも分かっておるでしょうけども、その辺にも影響してくると思うんで、その辺りについて所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 普通交付税のところについては、担当課長から後で説明をさせます。

2点目のふるさと納税の部分につきましては、もちろんここ、税収がどんどん減っていく、それから普通交付税についても非常に厳しい状況が続くという中では、攻めの手だてとして、ふるさと納税の寄附金を増やしていくというのは必須だと考えています。

ですので、今後もふるさと納税の魅力を高めていく、市としてこういうところに必要だということをしっかり訴えていくということは、今後必ず続けていかなければならないことだというふうに考えていますので、それは続けていくつもりでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 引き続き答弁を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 普通交付税の減額につきましては、基準財政収入額、基準財政需要額の差額を普通交付税として交付されるということになります。

この基準財政需要額について、金額の見込み誤りがありまして、その差額分が減額となっている状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 補足ですか。

高下企画部長。

○高下企画部長 1点、答弁が漏れていました。

ふるさと納税の寄附金が減ることによって、予算への影響というところですけども、今年度の予算編成方針の中で財源不足が見込まれるということを示した上での予算組みになっております。

そこには、ふるさと納税の寄附金が減額見込みになりそうだとということで、基金からの充当の金額も去年ほど多くできないだろうということは、もうそれは既に織り込み済みで予算編成を今しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 熊高昌三議員。

○熊 高 議 員 大体概略は分かりましたけども、シーリングの具体的な数字とかは持って今、予算編成の最中というか、終盤になってきていると思いますけども、その辺はこういった財政状況で、どのように指示をして組み立てていっておるのか。

シーリングというのは当然あるでしょう。その辺りは、こういった補

正予算の金額を見ながら、どのように進めていっておられるのかというのが、現状で分かれば教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 予算編成をどのように、その財政状況をどのように伝えながら予算編成をしているのかという問いと捉えてお答えをいたしますと、必要な一般財源が今年度、どのぐらいになりそうか、それからどのぐらいの一般財源が入りそうかというところの予測を立てて、それで、シーリングを設定をしていきます。

それについては、例年、今年もそうでしたけども、10月の幹部会議で財政部局のほうから示して、それから、このような状況なので、こういうことに気をつけて予算編成をしてもらいたいというふうなことの趣旨を徹底して、それから予算の編成、予算要望が出て、それに対する予算査定を行ってというふうなことで進めています。

今現状どうかというふうなことで行きますと、予算の要望が今出そろって、それについての各部局の査定を、ヒアリングを市長、副市長と一緒に進めている、そういう段階です。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して、審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月16日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員